

狛江市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所の指定等に関する規則
 平成18年3月31日
 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所（以下「指定事業所」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 次の表の中欄に掲げる申請は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式により行うものとする。

申請区分	様式	
法第78条の2第1項の規定による申請	施行規則第131条の2の2第1項の規定による申請	施行規則第131条の2の2第4項に規定する様式
	施行規則第131条の3第1項の規定による申請	施行規則第131条の3第4項に規定する様式
	施行規則第131条の3の2第1項の規定による申請	施行規則第131条の3の2第6項に規定する様式
	施行規則第131条の4第1項の規定による申請	施行規則第131条の4第5項に規定する様式
	施行規則第131条の5第1項の規定による申請	施行規則第131条の5第5項に規定する様式
	施行規則第131条の6第1項の規定による申請	施行規則第131条の6第5項に規定する様式
	施行規則第131条の7第1項の規定による申請	施行規則第131条の7第4項に規定する様式
	施行規則第131条の8第1項の規定による申請	施行規則第131条の8第4項に規定する様式
	施行規則第131条の8の2第1項の規定による申請	施行規則第131条の8の2第4項に規定する様式

	る申請	様式
法第79条第1項の規定による申請	施行規則第132条第1項の規定による申請	施行規則第132条第4項に規定する様式
法第115条の12第1項の規定による申請	施行規則第140条の24第1項の規定による申請	施行規則第140条の24第5項に規定する様式
	施行規則第140条の25第1項の規定による申請	施行規則第140条の25第5項に規定する様式
	施行規則第140条の26第1項の規定による申請	施行規則第140条の26第5項に規定する様式
法第115条の45の5第1項の規定による申請	施行規則第140条の63の5第1項の規定による申請	施行規則第140条の63の5第4項に規定する様式

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請者が各事業について市長が別に定める基準を満たしているかを審査し、指定することと決定したときは指定（更新）決定通知書（第1号様式）により、指定しないことと決定したときは指定（更新）申請却下通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業所の所在地が市外にある指定事業所については、当該事業所の所在地の市区町村で定める指定等基準に従い、審査するものとする。

4 前2項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

（指定の有効期間）

第3条 前条第2項の規定により指定を受けた指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）の指定の有効期間は、法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項並びに法第79条の2第1項の規定により、当該指定をした日から6年間とする。

2 前条第2項の規定により狛江市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の指定を受けた事業者の指定の有効期間は、当該指定をした日から6年間とする。

（変更の届出等）

第4条 第2条第2項及び第3項の規定により指定を受けた指定地域密着型サービス事業者等及び総合事業の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内にそれぞれ同表の右欄に掲げる様式により市長に届け出なければならない。

変更事項	様式
------	----

施行規則第131条の13第1項各号に掲げる事項の変更	施行規則第131条の13第5項に規定する様式
施行規則第133条第1項に掲げる事項の変更	施行規則第133条第4項に規定する様式
施行規則第140条の30第1項各号に掲げる事項の変更	施行規則第140条の30第5項に規定する様式
施行規則第140条の62の3第2項第4号に掲げる事項の変更	施行規則第140条の62の3第3項に規定する様式

2 指定事業者は、次の表の左欄に掲げる規定に基づき事業の廃止又は休止をしようとするときは、それぞれ同表の右欄に掲げる様式により市長に届け出なければならない。

廃止又は休止する事業	様式
施行規則第131条の13第4項の規定に基づく廃止又は休止	施行規則第131条の13第5項に規定する様式
施行規則第133条第3項の規定に基づく廃止又は休止	施行規則第133条第4項に規定する様式
施行規則第140条の30第4項の規定に基づく廃止又は休止	施行規則第140条の30第5項に規定する様式
施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定に基づく廃止又は休止	施行規則第140条の62の3第3項に規定する様式

3 指定事業者は、休止した事業を次の表の左欄に掲げる規定に基づき再開したときは、当該再開後10日以内に、それぞれ同表の右欄に掲げる様式により市長に届け出なければならない。

再開する事業	様式
施行規則第131条の13第3項の規定に基づく再開	施行規則第131条の13第5項に規定する様式
施行規則第133条第2項の規定に基づく再開	施行規則第133条第4項に規定する様式
施行規則第140条の30第3項の規定に基づく再開	施行規則第140条の30第5項に規定する様式
施行規則第140条の62の3第2項第5号の規定に基づく再開	施行規則第140条の62の3第3項に規定する様式

(指定の取消し等)

第5条 市長は、法第78条の10、法第84条、法第115条の19及び法第115条の45の9の規定により指定を取り消したときは、指定取消通知書（第3号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

2 市長は、法第78条の10、法第84条、法第115条の19及び法第115条の45の9の規定により、期間を定めてその指定の全部又は一部を取り消したときは、指定停止通知書（第4号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

(指定の辞退)

第6条 法第78条の8の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の指定の辞退は、施行規則第131条の13の2第2項に規定する様式により行うものとする。

(指定の更新等)

第7条 次の表の中欄に掲げる申請(以下「更新申請」という。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式により行うものとする。この場合において、第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定を準用する。

	申請区分	様式
法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による申請	施行規則第131条の2の2第2項の規定による申請	施行規則第131条の2の2第4項に規定する様式
	施行規則第131条の3第2項の規定による申請	施行規則第131条の3第4項に規定する様式
	施行規則第131条の3の2第3項の規定による申請	施行規則第131条の3の2第6項に規定する様式
	施行規則第131条の4第3項の規定による申請	施行規則第131条の4第5項に規定する様式
	施行規則第131条の5第3項の規定による申請	施行規則第131条の5第5項に規定する様式
	施行規則第131条の6第3項の規定による申請	施行規則第131条の6第5項に規定する様式
	施行規則第131条の7第2項の規定による申請	施行規則第131条の7第4項に規定する様式
	施行規則第131条の8第2項の規定による申請	施行規則第131条の8第4項に規定する様式
	施行規則第131条の8の2第2項の規定による申請	施行規則第131条の8の2第4項に規定する様式
法第79条の2第1項の規定による申請	施行規則第132条第2項の規定による申請	施行規則第132条第4項に規定する様式
法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による申請	施行規則第140条の24第3項の規定による申請	施行規則第140条の24第5項に規定する様式
	施行規則第140条の25第3項の規定による申請	施行規則第140条の25第5項に規定する様式
	施行規則第140条の26第3項の規定による申請	施行規則第140条の26第5項に規定する様式
法第115条の45の6第1項の規定による申請	施行規則第140条の63の5第2項の規定による申請	施行規則第140条の63の5第4項に規定する様式

(電子申請)

第7条の2 第2条第1項、第4条、第6条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による申請又は届出は、電子申請届出シス

テム（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を介して当該各条の申請又は届出を行うシステムをいう。）に直接必要事項を入力し行うことができるものとする。

（事業所情報の提供）

第8条 市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

（公示）

第9条 法第78条の11、法第85条及び法第115条の20の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定の公示は、法第78条の11各号、法第85条各号及び第115条の20各号の措置に対する事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (4) 指定、指定の辞退又は指定の取消等の年月日
- (5) サービスの種類
- (6) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

（業務管理体制等の届出）

第10条 法第115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）について（令和5年6月20日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡）に示された様式例により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の届出は、業務管理体制届出システム（電子情報処理組織を介して法第115条の32第2項に規定する届出を行うことができるシステムをいう。）に直接必要事項を入力し行うことができるものとする。

（委任）

第11条 この規則に規定するもののほか、指定事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(指定等を行うために必要な準備)
 - 2 市長は、この規則の施行日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。
- 付 則 (平成24年4月6日規則第27号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 付 則 (平成28年4月1日規則第41号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 付 則 (平成30年3月9日規則第8号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(準備行為)
 - 2 この規則の施行に際し必要な準備行為については、この規則の施行の前においても行うことができる。
- (変更届の提出の省略)
- 3 改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(以下この項において「改正後の指定規則」という。)第3条の規定により、総合事業における通所型サービスA(以下「通所型サービスA」という。)の指定を受けた事業者は、当該指定を受けた事業所において指定通所介護事業、指定地域密着型通所介護事業又は総合事業における国の基準による通所型サービス(以下「指定通所介護事業等」という。)を一体的に実施しており、当該通所型サービスAの利用定員を変更する場合(指定通所介護事業等の利用定員及び通所型サービスAの利用定員を合算した数に変更がない場合に限る。)は、改正後の指定規則第4条第1項に規定する変更届の提出を平成30年4月1日からの2年間について、省略することができる。ただし、この場合において、平成32年4月1日時点の利用定員が省略前の利用定員と異なるときは、平成32年4月1日から10日以内に改正後の指定規則第4条第1項に規定する変更届を提出しなければならない。

付 則 (平成30年9月28日規則第50号)
この規則は、平成30年10月1日から施行する。

- 付 則 (令和3年7月29日規則第64号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、改正前の狛江市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所の指定等に関する規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

付 則 (令和5年9月12日規則第58号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の狛江市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所の指定等に関する規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の狛江市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び狛江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所の指定等に関する規則第2条第1項、第4条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる申請又は届出は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式により行うものとする。

申請又は届出		様式
法第78条の2第1項の規定による申請	施行規則第131条の2の2第1項の規定による申請	指定居宅サービス事業所等の指定に関する様式例の改訂について（令和4年9月29日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）に示された様式例（以下「指定居宅サービス事業所等様式例」という。）
	施行規則第131条の3第1項の規定による申請	
	施行規則第131条の3の2第1項の規定による申請	
	施行規則第131条の4第1項の規定による申請	
	施行規則第131条の5第1項の規定による申請	
	施行規則第131条の6第1項の規定による申請	
	施行規則第131条の7第1項の規定による申請	
	施行規則第131条の8第1項の規定による申請	
	施行規則第131条の8の2第1項の規定による申請	
法第79条第1項の規定による申請	施行規則第132条第1項の規定による申請	
法第115条の12第1項	施行規則第140条の24	

の規定による申請	第1項の規定による申請	
	施行規則第140条の25第1項の規定による申請	
	施行規則第140条の26第1項の規定による申請	
法第115条の45の5第1項の規定による申請	施行規則第140条の63の5第1項の規定による申請	介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例の改訂等について（令和4年11月29日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡）に示された様式例（以下「介護予防・日常生活支援総合事業様式例」という。）
施行規則第131条の13第1項各号に掲げる事項の変更の届出		指定居宅サービス事業所等様式例
施行規則第133条第1項に掲げる事項の変更の届出		
施行規則第140条の30第1項各号に掲げる事項の変更の届出		
施行規則第140条の62の3第2項第4号に掲げる事項の変更の届出		介護予防・日常生活支援総合事業様式例
施行規則第131条の13第4項の規定に基づく廃止又は休止の届出		指定居宅サービス事業所等様式例
施行規則第133条第3項の規定に基づく廃止又は休止の届出		
施行規則第140条の30第4項の規定に基づく廃止又は休止の届出		
施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定に基づく廃止又は休止の届出		介護予防・日常生活支援総合事業様式例
施行規則第131条の13第3項の規定に基づく再開の届出		指定居宅サービス事業所等様式例
施行規則第133条第2項の規定に基づく再開の届出		
施行規則第140条の30第3項の規定に基づく再開の届出		
施行規則第140条の62の3第2項第5号の規定に基づく再開の届出		介護予防・日常生活支援総合事業様式例
法第78条の8の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の指定の辞退の届出	施行規則第131条の2	指定居宅サービス事業所等様式例
法第78条の12において		

準用する法第70条の2第1項の規定による申請	の2第2項の規定による申請	
	施行規則第131条の3第2項の規定による申請	
	施行規則第131条の3の2第3項の規定による申請	
	施行規則第131条の4第3項の規定による申請	
	施行規則第131条の5第3項の規定による申請	
	施行規則第131条の6第3項の規定による申請	
	施行規則第131条の7第2項の規定による申請	
	施行規則第131条の8第2項の規定による申請	
	施行規則第131条の8の2第2項の規定による申請	
法第79条の2第1項の規定による申請	施行規則第132条第2項の規定による申請	
法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による申請	施行規則第140条の24第3項の規定による申請	
	施行規則第140条の25第3項の規定による申請	
	施行規則第140条の26第3項の規定による申請	
法第115条の45の6第1項の規定による申請	施行規則第140条の63の5第2項の規定による申請	介護予防・日常生活支援総合事業様式例

4 令和6年4月1日以降、前項の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式から第4号様式まで（省略）